居宅サービス重要事項説明書

（ 訪 問 介 護 ）

当事業所がサービス提供開始にあたり、厚生労働省令第３７号第８条に基づいて当事業者が貴方に説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業所の概要

事 業 所 名	阿見町社会福祉協議会指定訪問介護事業所			
所　在　地	稲敷郡阿見町阿見４６７１－１		電話	８８７－９２３４
区　　分	事　業　名	介護保険事業所番号		茨城県指定番号
サービスの種類	訪 問 介 護	０８７３８０００９８		介保指令第２３１号
管理者及び連絡先	氏　　名		連 絡 先	
	小林　慎二		８８７－９２３４	
サービス提供地域		阿見町内		
第三者による評価の実施	1　あり 2　なし	実施日　　評価機関名 結果の開示　1　あり　2　なし		

２　事業所の目的及び運営方針

区　分	目　的	運営方針
訪 問 介 護	サービス提供にあたり利用者の要支援、要介護状態により、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供する。	訪問介護員は利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう居宅において入浴、排泄、食事の介助等を行うと共に常に提供するサービスの質の評価を行う。

３　事業所の職員体制及び営業日・営業時間

事業名	職　名	人員	営業日・営業時間	休　日
訪 問 介 護	サービス提供責任者 訪問介護員	２名以上 ２．５名以上 （常勤換算数）	月曜日～日曜日 ７：００～ ２１：００	１２月２９日 ～翌１月３日

４　利用料　　サービス内容説明書による。

5　苦情申し立て窓口

相談窓口	利用時間	利用方法	
		電　　話	場　　所
茨城県国民健康保険団体連合会	月曜日～金曜日 9：00～16：30 （祝祭日、12 月 29 日～翌 1 月 3 日を除く）	029-301-1565 （ダイヤルイン）	水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階
阿見町社会福祉協議会	月曜日～金曜日 8：30～17：15 （祝祭日、12 月 29 日～翌 1 月 3 日を除く）	887-9234	総合保健福祉会館 相談室
阿見町高齢福祉課		888-1111	阿見町役場

6　緊急時の対応方法　　緊急時は次の方々に連絡致します。

区　　分	氏　　名	電　　話
利用者主治医		
協力医療機関	東京医大茨城医療センター	８８７－１１６１
緊急連絡先		

7　虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1）　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（2）　虐待防止のための指針の整備

（3）　虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

8　事故発生時の対応

事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努める。なお、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

9　他の人に影響を及ぼす疾病、疾患を生じた場合は、利用の一時停止をお願いする場合があります。

令和　　年　　月　　日

当事業所は利用者に対し、居宅サービス提供にあたり利用者又は家族に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づきサービス内容説明及び重要事項を説明致しました。

居宅サービス事業所

住　所　　阿見町阿見４６７１－１（総合保健福祉会館内）

説明者　　所属　阿見町社会福祉協議会

氏　名　　印

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書に基づいて、貴事業所から重要事項及びサービス内容の説明を受けました。

利用者

住　所

氏　名　　印

利用者の家族（代理人）

住　所

氏　名　　印　　続　柄